

「経營業務管理責任者」の要件が変わりました (令和2年10月1日以降)

- 「常勤役員等」のうち一人が下記の(1)か(2)のいずれかに該当する者であることが必要です。
- 「常勤役員等」の要件に応じて、証明書が(1)と(2)に分かれます。
- 「常勤役員等」及び「補佐者」については、常勤であることが必要です。
- 従来の「経營業務管理責任者」(以下、「経管」という。)を引き続き配置する場合は、「イ(1)」が該当となります。
- 「常勤役員等」、「補佐者」の変更があった場合は、変更届の提出が必要です。

(1) 規則第7条第1号イ(1)(2)(3)であること(様式7号及び別紙)

- ・イ(1) 役員として5年以上の建設業の経管の経験を有する者
- ・イ(2) 権限の委任を受け準ずる地位として5年以上の建設業の経管の経験を有する者
- ・イ(3) 準ずる地位として6年以上の建設業の経管を補助する業務経験を有する者

(2) 規則第7条第1号ロ(1)(2)であり、直属の「補佐者」[※]をおくこと

(様式7号の2、第2面、第3面、第4面及び別紙1、別紙2)

- ・ロ(1) 建設業の役員等の経験が2年以上あり、それに加え建設業の役員等又は建設業の財務管理、労務管理、業務管理について役員等に次ぐ職制上の地位の経験を3年以上有する者
- ・ロ(2) 建設業の役員等の経験が2年以上あり、それに加え役員等の経験を3年以上有する者

※「補佐者」…申請会社において、建設業の財務管理、労務管理、業務管理の業務経験をそれぞれ5年以上有し、常勤役員等を直接補佐する者(同一でも3名別々でも可)